

ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU事業）/GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX事業） FAQ集

2026年 8月 3日版

1. DTSU/GX事業全般
2. GX事業
3. 支援対象者、対象分野等について
4. 事業期間、NEDO負担率、補助金額上限等について
5. 各フェーズについて
6. STSフェーズについて
7. PCAフェーズについて
8. DMPフェーズについて
9. ステージゲート審査について
10. パートナーVC、出資要件・出資時期、その他の支援者等について
11. 海外技術実証、事業会社連携について
12. 経費計上に関する留意事項等について
 - (1) 資金計画について
 - (2) 機械装置費等について
 - (3) 労務費について
 - (4) 委託・共同研究費について
 - (5) 特許出願、ルールメイキング、有償サンプルに係る経費について
 - (6) 経費その他
13. その他

ご質問内容	回答
1. DTSU/GX事業全般	
1回の公募における採択数や採択予算額の目安はありますか。	公募ごとの採択数や採択予算額の目安は設定しておりません。公募要領「2.事業概要（8）事業規模」に記載の予算額の範囲内で採択を予定しております。
今後の各回の公募期間や採択決定日は決まっていますか。また、最終公募はDTSU・GX事業それぞれ何回目の公募となる予定でしょうか。	公募スケジュールの最新情報は、公募ページに掲載している「DTSU事業・GX事業 公募に係る日程一覧」をご確認ください。 また、最終公募の時期や各回の採択額については、提案・採択の状況によるため現時点でお示しできません。
NEPと同一の事業計画で、本事業に応募することは可能ですか。	応募は可能です。ただし、両方の事業に採択された場合は、いずれか一方を選択していただく必要があります。
現在NEP事業を実施していますが、本事業へ採択された場合、異なる提案内容であっても両事業を並行して実施することは可能ですか。	できません。応募要件のとおり、本事業に採択された場合は、採択決定日から1か月以内にNEP事業を終了していただく必要があります。本事業への応募を検討される場合は、NEP事業の担当者へ事前にご相談ください。
DTSU事業の支援を受けている期間中はGX事業に応募できないとの理解でよいでしょうか。また、DTSU事業の支援期間終了後はGX事業への応募が可能ですでしょうか。	ご認識のとおりです。DTSUの支援期間中はGX事業との同時受給はできませんが、DTSUの支援期間終了後はGX事業への応募が可能です。
NEDO SBIRフェーズ1の採択事業について、SBIRフェーズ2ではなくGX事業へ申請することは可能ですか。	申請は可能です。ただし、「不合理な重複」および「過度な集中」は認められないため、事業テーマや実施時期が重複しないようご注意ください。
現在、他の補助金を受給していますが、対象範囲が重複しない場合、本事業へ応募することは可能ですか。	申請は可能ですが、同一の目的・内容で複数の補助金を受給することはできません。そのため、既に受給している補助金の実施内容と、本事業で提案される内容に重複がないかを確認させていただきます。
事業規模について、一定の基準や目安はありますか。	採択審査では市場性も評価対象としており、将来的にどの程度の市場を見込んでいるか等を確認します。そのため、そのような観点を踏まえて事業を計画していただく必要があります。なお、事業規模に関する一律の基準はなく、案件ごとに異なります。
複数の事業を営んでいる場合、GX事業またはDTSU事業で採択された事業とは別の事業を対象として、DTSU事業に応募・実施することは可能ですか。	複数事業を営んでいる場合であっても、重複して実施することはできません。採択された場合は、いずれか1つの事業のみ実施していただくこととなります。
会社内で複数の事業を実施している場合、ある事業について「大企業等のスタートアップ連携・調達加速化」に応募し、別の事業についてPCAフェーズに応募することは可能ですか。	同一企業からの応募は可能です。ただし、従事時間や費用計上等の重複は認められません。また、DTSU事業・GX事業内での重複申請はできません。
VC等からの出資を受けた後に応募する場合と、出資意向をもとに応募する場合とで、審査上の取扱いに違いはありますか。	いずれかを重視しているものではありません。出資者の属性や、どのようなハンズオン支援が行われるかなど、出資の態様を踏まえて審査いたします。
事業支援計画書において、「提案者に対して支援を行う者」として、パートナーVC、事業会社・各種機関、提案者自身のいずれを選択することが望ましいでしょうか。また、選択する者によって審査上の評価に違いはありますか。	いずれを選択した場合でも、有利・不利が生じるものではありません。 審査では、事業の成長や成功を支える体制が適切に構築されているかを確認します。そのため、提案者自身を選択する場合であっても、十分な成長が見込まれる体制や事業計画が示されていれば、パートナーVC等がいらないことによる不利な評価とはなりません。
「事業期間は、VC等、CVC、事業会社等から出資等を得てから、次回の資金調達までを基準として設定し、1.5～2年程度を目安とする」とありますが、事業期間はどのように設定すればよいですか。	補助事業期間は交付決定日を起算点とします。終了日は、次回の資金調達や研究開発のマイルストーンを踏まえて適切に設定してください。 なお、1.5～2年は目安であり、各フェーズで定められた補助事業期間の範囲内で設定してください。
「日本成長戦略会議の17の戦略分野」に該当することとは、提案技術が直接その分野に関連している必要がありますか。	17の戦略分野は複数選択が可能です。提案技術に直接関連する分野のほか、最終的な製品・サービスの活用先に関連する分野についても選択いただけます。

ご質問内容	回答
提案企業の代表者について、国籍に関する要件はありますか。外国籍の方が代表者である場合も応募可能ですか。	代表者の国籍は問いません。外国籍の方が代表者である場合も応募可能です。
DTSU事業とGX事業では、審査員は共通ですか。それとも別々に選定されますか。	審査員の構成については、現時点でお答えすることはできません。いずれの事業においても、事業の趣旨に沿って審査項目を適切に評価できる方に審査を依頼する予定です。
過去に本事業へ応募し不採択となった場合でも、再度応募することは可能ですか。	再応募は可能です。ただし、再応募にあたっては、前回応募時からの進捗を提案内容に反映していただく必要があります。 また、再応募時にも改めて応募要件を満たしている必要がありますので、例えばDTSU事業のSTSフェーズ・PCAフェーズでは、出資に関する要件が満たされているかご確認ください。
不採択になった場合に、その理由は提示されますか。	不採択の場合には、不採択理由を付した不採択通知を発出することになります。また、別途オンラインでのフィードバック等も実施いたしますので、希望される場合はDTSU事務局のメールアドレス(dtsu@nedo.go.jp)にご連絡ください。
2. GX事業	
VC等/CVCがNEDOの定める所定期間内に株主構成に加わっていることが要件となっていますが、応募時点で既にVC等/CVCから出資を受けている場合、この要件は満たしていると考えてよいでしょうか。	ご認識のとおりです。応募時点でVC等/CVCが株主構成に加わっている場合は、当該要件を満たしているものと考えて差し支えありません。
GX事業における株主構成要件は、提案者自身を対象とするものでしょうか。それとも、提案者の親会社を対象とする場合もありますか。	GX事業における株主構成要件は、基本的に提案者の株主構成を対象としています。ただし、資金調達のための親会社を有する100%子会社であるなど、経営の一体性が認められる日本法人の場合は、親会社の株主構成を対象として取り扱える場合があります。詳細については、個別にご相談ください。
追加資料11の算出根拠の記載について、枚数の制限はありますか。	枚数の制限はありません。
過去にSTS事業やPCA事業等の研究開発型スタートアップ支援事業に採択された企業が、今回の公募に応募する場合、過去の採択実績は審査において考慮されますか。	提案書には過去に応募・採択された事業の情報をご記載いただくため、それらの情報は審査における参考情報となります。
GX事業は基金ですか。	GX事業は基金ではなく、交付金予算になります。
基金事業ではないため、2027年度実施はあくまで予定であり、状況によっては27年度までに終了する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	可能性はございますが、できる限り予算の確保に努めてまいりたいと考えております。
GX事業の場合、事業期間を2027年度までで応募する必要があるのでしょうか。	2028年度以降を含む事業期間での提案は可能ですが、交付金事業であるため、交付決定を行う期間は2028年3月31日で区切らせていただきます。政府予算が下りた場合、計画変更を行うことによって、2028年度以降の交付決定を行う予定です。
二酸化炭素削減以外を対象とする事業も応募可能でしょうか。例えば、PFAS除去、バイオマスプラスチック、水素自動車等は対象となりますか。	CO2の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO2の排出の抑制に係る事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものが対象となります。個別の事業が対象になるかはただちに判断することが難しいため、個別にご相談ください。
「大気中の二酸化炭素を直接回収するのみの研究開発事業は対象外」とありますが、これはDirect Air Capture（DAC）技術を用いてCO2排出抑制・削減への貢献が示される必要があるという趣旨であり、DAC技術そのものが対象外という意味ではないとの理解でよろしいでしょうか。	大気中のCO2を回収・固定化すること自体を主たる目的とする事業については、エネルギー起源CO2の削減に直接的に貢献するものではないとの整理から、対象外としております。 一方で、DAC技術を活用し、エネルギー起源CO2の削減効果に資することが期待される事業については、個別の内容に応じて判断いたしますので、具体的な事業内容についてご相談ください。
グリーン水素等について、日本国内では再生可能エネルギーの普及率や価格面の制約から事業環境が十分に整っておらず、開発対象技術の事業化先が海外市場に限定される場合があります。この場合、日本国内で直接的なCO2排出削減効果を創出できず、国内への貢献がクレジット取引等に限られるケースでも、本事業の対象となりますか。	グリーン水素を活用する事業全般について一律にお答えすることはできませんが、日本国内のCO2排出削減に寄与せず、国内への貢献がクレジット取引等のみに限定される事業については、対象外です。 一方で、現時点では海外展開が中心であっても、将来的に日本国内のCO2排出削減に資することを見据えて技術開発や事業展開を行い、最終的に国内での活用につなげる構想を有する場合には、評価の対象となり得ます。個別の事業内容に応じて判断いたしますので、具体的な内容についてご相談ください。
補助期間は、次回の資金調達までを目安に設定すればよいですか。	次回の資金調達を見据え、研究開発のマイルストーンに応じて設定してください。なお、「2年以内」は目安です。
海外市場に上場している企業は応募できますか。	本事業は未上場企業を対象としているため、海外市場に上場している企業は応募できません。
公募要領P15のGX事業の項目で「...これらに類するもの...」とありますが、出資する事業会社も該当しますでしょうか？	一般的な事業会社は想定していませんが、不明点は個別にご相談ください。
GX-DTSUにおいても、パートナーVCは最大株主である必要がありますか。	基本的には最大株主であることを想定しておりますが、パートナーVCの要件として「最大株主でなくても、最も主体的にハンズオン支援を行う者」を認めております。そのため、パートナーVCとしてどのような役割を担われるのかを明確にお示しください。
GX事業では、VC/CVCからの出資やパートナーVCの設定は必須ですか。また、応募時点で出資VCが未定の場合でも応募できますか。	GX事業では、所定期間内のVC/CVCからの出資およびパートナーVCの設定は必須ではありません。そのため、応募時点で出資VCが未定の場合でも応募可能です。ただし、提案時点にVC/CVCの株主構成に加わっていない場合やパートナーVCの設定、設立年数要件の例外適用等を希望する場合には、所定期間内の出資が必要となります。その場合は、出資報告書や出資意向確認書をご提出ください。
GX事業において、パートナーVCを設定した場合は審査で評価されますか。	パートナーVCの設定自体をもって評価するものではありませんが、パートナーVCを設定する場合は、出資の態様やハンズオン支援体制等を踏まえて審査において考慮します。

ご質問内容	回答
3. 支援対象者、対象分野等について	
本事業では、ユニコーン企業を目指すことや、IPOを前提とした事業計画が求められるのでしょうか。	本事業では、望ましい提案の例としてユニコーン企業を目指すことを掲げていますが、個々のターゲット市場の規模等も踏まえて評価いたします。 また、EXITの形態はIPOに限らず、M&Aも想定しています。
支援期間中のIPOを予定している場合でも、本事業へ応募することは可能ですか。	事業期間中にIPOを予定している場合であっても、現時点で研究開発の必要があるのであれば応募可能です。なお、本事業は概ねアーリーフェーズまでの研究開発を支援し、その後のエクспанションフェーズにおける更なる成長や大型のEXITにつなげていただくことを想定しています。
対象分野について、経済産業省所管の鉱工業技術というのは、どこを見たら確認できますでしょうか。	経済産業省の所掌については、経済産業省設置法第4条等をご参照ください。例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等が挙げられます。ただし、原子力に係るものは除きます。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000099 また本事業では、上記の他に医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外です。
「医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則対象外。ただし、創薬支援技術や医薬品開発を加速する支援技術の開発は補助対象」とありますが、どのようなものが対象となりますか。	例えば、創薬支援のための試薬や検査薬、開発支援プラットフォーム、医療機器、医療機器プログラム等は対象となる場合があります。 なお、個別の事業が対象となるかについては、事業内容に応じて判断いたしますので、具体的な内容をご相談ください。
軍事転用が可能な技術も、本事業の対象となりますか。	経済産業省所管の鉱工業技術に該当するものであれば、軍事転用の可能性の有無は対象技術の要件とはしておりません。
AIが対象技術に含まれていますが、NFTやブロックチェーンに関する技術開発も対象となりますか。	NFTやブロックチェーンに関する技術開発は、技術分野としては対象となり得ます。ただし、対象となるかは事業内容等によりしますので、個別にご相談ください。
ソフトウェアの技術開発は対象になりますか。	ソフトウェアの技術開発も対象となります。ただし、ITサービス向けのソフトウェア開発については対象外となる場合があります。詳細は個別にご相談ください。
SaaSプロダクトやアプリの開発も本事業の対象となりますか。また、その場合の実用化・量産化はどのように考えればよいでしょうか。	SaaSプロダクトやアプリの開発も、本事業の対象となり得ます。 この場合、実用化とは製品を市場に投入するために必要な開発を指します。また、量産化は主にものづくり分野を想定していますが、大規模な実証等も含まれる場合があります。
設立からの期間について「原則」とありますが、設立後一定期間を超えた企業は応募できないのでしょうか。また、この要件はどのような趣旨で設けられていますか。	原則として、STS・PCAフェーズは設立10年以内、DMPフェーズは設立15年以内の企業が応募対象です。（日数単位） ただし、VC等からの資金調達時期や出資比率等の要件を満たす場合は、設立年数にかかわらず例外的に応募できる場合があります。 なお、本要件は設立年数のみで判断するものではなく、スタートアップの成長支援という観点を踏まえて設定しています。
J-Startup、J-Startup地域版、J-Startup Impactの認定企業であれば、設立年数が各フェーズの上限を超えていても応募可能ですか。	J-Startup認定の有無にかかわらず、設立年数要件（10年または15年）を満たしているか、または公募要領に定める例外要件に適合しているかにより判断いたします。
応募要件として「大企業の持分法適用ではないこと」とありますが、採択後に大企業の持分法適用会社となった場合、どのような取扱いになりますか。	持分法適用会社となった時点で要件を満たさなくなるため、事業終了となる可能性があります。ただし、具体的な状況やスケジュール等を踏まえて判断いたしますので、事前にご相談ください。
応募時点では中小企業要件に合致していたものの、補助事業期間中に従業員数が超えてしまい、中小企業要件に合致しなくなる場合はどのような取り扱いになりますでしょうか。	補助事業の途中でその基準を超えてしまい、中小企業の要件から外れてしまう場合は要件が充足されなくなったことにより事業終了となる可能性があります。ただし、状況をお伺いした上で対応について判断することとなりますので、事前にご相談ください。
応募要件として未上場企業であることが求められていますが、採択後の事業期間中に上場した場合、どのような取扱いとなりますか。	上場した時点で応募要件を満たさなくなるため、事業終了となる可能性があります。
PCAフェーズの事業期間中にIPOを行った場合、その後もPCAフェーズやDMPフェーズの支援を受けることはできますか。	本事業は未上場企業を対象としているため、上場した場合は補助対象外となります。
事業会社から会社分割により設立された企業も応募対象となりますか。	応募可否は株主構成等によって異なりますので、個別にご相談ください。
公募要領「3.応募要件（1）提案者となる補助対象事業者」の「売上高研究開発費割合が5%以上」は、どの時点の数値で判断されますか。	応募時にご提出いただく決算書類に基づいて判断いたします。 なお、内容に疑義がある場合は、必要に応じて追加で確認させていただきます。まずは決算書類をご提出ください。
日本を主たる拠点として事業を行っている場合でも、国外で設立・登記されている企業は応募可能ですか。	応募対象は日本法人であることを前提としているため、国外で設立・登記されている企業は対象外です。
海外企業が日本に設立した子会社も応募対象となりますか。	応募対象となる場合があります。開発拠点および意思決定機能が日本にあることや、親会社と子会社の関係性等を踏まえて判断します。詳細については個別にご相談ください。
研究開発の成果により大量生産の受注を獲得した場合、その時点で補助対象外となりますか。	個別の事情によりしますので、具体的な状況に応じて判断いたします。詳細については個別にご相談ください。
一つの基盤技術をもとに複数の商品を開発する計画ですが、そのような商品ポートフォリオを対象として応募することは可能ですか。また、補助期間中に商品化の目途が立ったものから順次販売を開始することは可能ですか。	複数の商品ポートフォリオを前提とした応募は可能です。 ただし、補助期間中に販売を開始する場合は研究開発が終了したとみなし補助事業が終了となる場合がありますので事前にご相談ください。
事業会社と海外スタートアップが共同で設立したSPCは応募対象となりますか。	この情報のみでは判断できないため、詳細については個別にご相談ください。
4. 事業期間、NEDO負担率、補助金額上限等について	
補助金額と出資額の関係を教えてください。	補助金額は、研究開発に必要な経費の3分の2として算定されます。 必要経費の3分の1以上の出資額を確保することが要件となっているため、結果として補助金額がおおむね出資額の2倍となる場合があります。なお、補助対象外となる経費もありますので、補助金額は実際に必要な研究開発費を基に設定してください。
所定期間内に出資を受けた後、事業開始までにその資金の一部を使用した場合、補助額の算定に影響はありますか。また、事業期間中に投資家から追加出資を受けることは可能ですか。	要件としては、補助対象費用に対して3分の1以上の出資がなされていることを求めており、出資金の使用額は考慮しておりません。ただし、自己負担分の確保状況については、資金繰り表等により確認させていただきますので、ご留意ください。また、事業期間中に追加出資を受けることは可能です。ただし、株価が上昇する場合は、事前にご相談ください。
補助金額には上限が定められていますが、下限額も設定されていますか。	補助金額に下限は設定しておりません。

ご質問内容	回答
事業期間は次の資金調達までを目安とするとされていますが、事業開始後に新たな出資の申し入れがあった場合、その時点で次のフェーズへ移行することになりますか。	次のフェーズへの移行については、新たな出資の有無だけで判断するものではありません。
ある公募回に応募したものの、所定の期間内に自己負担分の資金を確保できなかった場合、次回公募へ申請内容を引き継ぐことはできますか。また、同様の内容で再応募することは可能ですか。	各公募回ごとに提案内容を審査するため、申請内容を次回公募へ引き継ぐことはできません。
対象フェーズに必要なVC等からの出資を既に受けている場合、出資を受けた時点から交付決定までの間に発生した費用は、補助対象経費に含めることができますか。	補助対象経費として計上できるのは、交付決定日以降に発生した費用です。そのため、VC等からの出資後であっても、交付決定前に発生した費用は補助対象にはなりません。
補助金上限額の加算要件である「事業会社連携」について、将来の顧客が公的機関である場合、公的機関との連携も対象となりますか。	個別の内容を確認のうえ判断しますので、詳細についてはDTSU事務局へお問い合わせください。
学術機関等については間接経費を30%まで計上できるとありますが、この間接経費を含む共同研究費・委託費は、補助対象経費総額の50%未満という制限の対象になりますか。	学術機関等の間接経費は、共同研究費・委託費の一部として取り扱われます。そのため、補助対象経費総額の50%未満という上限の範囲内で計上いただく必要があります。
5. 各フェーズについて	
同一の基盤技術を活用して複数の事業分野へ展開する予定ですが、事業分野ごとに開発段階が異なる場合、どのフェーズで応募すればよいでしょうか。	提案内容に複数の開発段階が含まれる場合は、その中で最も開発が進んでいる段階に対応するフェーズでご応募ください。
STS、PCA、DMPといった各フェーズについて、想定しているTRL（Technology Readiness Level）はありますか。	各フェーズに対応するTRLは設定しておりません。各フェーズの位置付けについては、公募要領に記載している内容をご確認ください。
比較的小規模な事業規模で応募する場合、審査上不利になりますか。	補助金額や事業規模の大小のみをもって審査するものではありません。
STS・PCAフェーズにおいて、イグジット時の企業価値が1,000億円以上（ユニコーン）となる計画でなければ、採択上不利になりますか。	ユニコーン企業となる計画であるかどうかのみをもって、有利・不利をお示しすることはできません。本事業では、ユニコーン級の成長を一つの目安としていますが、制度趣旨としては高い成長が見込まれるスタートアップを対象としています。また、EXITの形態はIPOに限らずM&Aも想定しています。事業計画や企業価値の見込みについては、VC等との合意内容や実態に即してご記載ください。
LOI（関心表明書）について、共同研究・調達・販路開拓といった内容に加え、より具体的な取組内容が記載されている方が評価されますか。また、フェーズごとに求められる内容に違いはありますか。	LOIの内容と審査評価との関係についてはお答えできません。なお、STSフェーズおよびPCAフェーズではLOI（関心表明書）の提出は任意であり、提出いただくことで補助金額上限の引上げが可能です。一方、DMPフェーズでは覚書の提出を必須としています。
PCAフェーズとDMPフェーズはどのように区別すればよいでしょうか。研究開発が「一定程度進んでいる段階」と「相当程度進んでいる段階」の違いがよくわかりません。	研究開発の進捗度のみで区別することは難しく、量産化の必要性や大規模な量産実証を実施する段階にあるかどうかを一つの目安としてご判断ください。なお、DMPフェーズは、初期市場への参入を通じて得られた知見を踏まえ、メインストリーム市場への展開に向けて大規模な量産を開始する段階を支援するものです。
STSフェーズとPCAフェーズの選択にあたり、公募要領には定性的な説明がありますが、売上高や資金調達額などの定量的な基準はありますか。	事業フェーズの選択に関する定量的な基準は設けておりません。ただし、応募されたフェーズに基づいて審査を行うため、自社の事業段階と応募フェーズが適切に一致していることが求められます。事業段階と応募フェーズが整合していない場合は、採択に至らないことがあります。
どのフェーズが最も適切か判断がつかない場合、事前にご相談させていただく事はできるでしょうか。	個別相談いただくことは可能です。
PCAフェーズで応募した場合、審査の結果として別のフェーズの方が適切と判断された際に、他のフェーズへ変更して採択されることはありますか。	採択・不採択の審査は、応募いただいたフェーズごとに行います。そのため、他のフェーズへ変更して採択することはありません。
6. STSフェーズについて	
STSフェーズの支援対象にある「マーケティングを開始している」とは、戦略立案など自社内で閉じた活動も該当するのでしょうか。	社内で何らかのマーケティング活動を開始していることが目安となります。
STSフェーズの支援期間中に、有償サンプルの提供や一般販売を行うことは可能ですか。	研究開発が継続しており、製品開発の一環として顧客からのフィードバックを得ることを目的に販売を行う場合は、認められることがあります。
STSフェーズでは、事前に設計や机上シミュレーションが完了しており、STS期間中に実証機やプロトタイプを製作する段階でも応募可能ですか。また、実機による検証を完了していることが応募要件となりますか。	実機の位置付けにもよりますが、STSフェーズは、基本的にPoCを終え、プロトタイプの製作に着手する段階を想定しています。具体的な応募可否については、個別の内容に応じて判断いたしますので、ご相談ください。
DTSU事業のSTS応募者に共通する出資要件の「出資金額が株式持分比率が最大であること」や、設立から10年以上経過した場合の「1/2 以上がVC 等からの出資であること」は、提案者が得ているすべての出資に対してでしょうか、それとも当該DTSU事業に応募する際に得る出資に対してでしょうか。	本事業は、提案事業に対する自己負担分をVC等から調達し、その残額をNEDOが支援する制度です。そのため、今回提案いただく事業に特化した資金調達であることを求めています。
STSフェーズ（実用化研究開発（前期））では、法人設立準備中の者も応募可能とされていますが、採択された場合、法人設立はいつまでに行う必要がありますか。	法人設立準備中の者が採択された場合、採択決定日から1か月以内に法人を設立していただく必要があります。
STSフェーズの事業期間は、1年で設定することも可能ですか。例えば、1年後のSG審査を見据えてPCAフェーズへの移行を予定している場合、事業期間を1年とすることはできますか。	事業期間は、次の資金調達時期を見据えて設定していただくものであり、1年で設定いただくことも可能です。
会社設立前に応募する場合、提案書の「添付資料1 会社概要」にはどのような内容を記載すればよいでしょうか。従業員数など、現時点で確定していない項目もあります。	会社概要には、現時点で想定している情報をご記載いただく形で問題ありません。確定していない項目についても、応募時点での予定をご記載ください。

ご質問内容	回答
7. PCAフェーズについて	
PCAフェーズで応募し、将来的にDMPフェーズのSG審査を受けることを想定している場合、提案書にはDMPフェーズまで含めて記載する必要がありますか。	提案様式には、今回の補助事業期間の計画と会社としての中長期計画を記載する項目（「（3）中長期的課題と達成のための戦略とタイムフレーム」）があります。PCAフェーズの計画は補助事業期間の計画として記載し、DMPフェーズを見据えた将来的な計画は中長期計画としてご記載ください。
PCAフェーズにおいて、VC等またはCVCが株主構成に含まれることが要件となっていますが、事業会社から出資を受けている場合でも、VC等またはCVCが株主構成に含まれていなければ要件を満たさないのでしょくか。	VC等またはCVCが株主構成に含まれていない場合は、要件を満たしません。
PCAフェーズにおいて、融資のみで応募することは可能ですか。	融資のみでの応募はできません。また、融資を含む応募については、出資の態様等も勘案して審査を行います。
PCAフェーズにおいて、銀行融資を加算する場合、極度枠融資（コミットメントライン）も対象となりますか。	融資額を加算する場合は、融資形態にかかわらず、所定の期間内に実際に融資を受けた金額を加算してください。
PCAフェーズにおいて、日本政策金融公庫「スタートアップ支援資金」など、政府系支援制度を活用した融資も対象となりますか。	基本的に、日本政策金融公庫「スタートアップ支援資金」による融資等についても、金融機関からの融資として取り扱いいます。なお、判断に迷うケースについては、DTSU事務局へ個別にご相談ください。
8. DMPフェーズについて	
DMPフェーズで提出が必要な「量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書」は、今回のDMPフェーズで連携する相手との間で締結されたものが必要ですか。それとも、過去の調達先等との覚書でもよいですか。	今回のDMPフェーズを実施するに際しての連携先との間で覚書が必要となります。
DMPフェーズでは、所定期間内の資金調達を融資のみで行う場合でも応募可能ですか。	応募可能です。ただし、補助対象費用の6分の1以上に相当する出資について、出資報告書または出資意向確認書の提出がない場合、NEDOの負担率は2分の1となります。
DMPフェーズにおいて提出が必要な「量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書」は、提案書に記載した全ての連携先との間で締結したものが必要ですか。	いずれか1つ以上の覚書をご提出いただければ、要件を満たします。
DMPフェーズの連携先として、医療法人、社会福祉法人、大学等の研究機関を設定することは可能ですか。	スタートアップの事業内容や業種によっては対象となる場合があります。詳細については個別にご相談ください。
DMPフェーズでは融資に関する要件が緩和されたようですが、その背景を教えてください。また、融資意向表明書を提出した場合、評価の対象となりますか。	DMPフェーズでは、第6回公募から、補助対象費用の3分の1を出資または融資で賄う要件が緩和されています。これは、応募の閾口を広げることを目的として、経済産業省との協議を踏まえて見直されたものです。なお、融資よりも出資を重視しており、所定の期間内の出資については、その態様に応じて評価される場合があります。
DMPフェーズでは、実証に必要な環境整備のみを内容として応募することは可能ですか。	環境整備のみを目的とした提案は難しいと考えています。DMPフェーズでは、環境整備に加え、量産化に向けた実証を含むなど、研究開発・実証の要素を有する提案としていただく必要があります。詳細については事務局へご相談ください。
DMPフェーズでは、LOI（関心表明書）の提出は不要ですか。また、提出した場合は評価の対象となりますか。	DMPフェーズでは、事業化連携に関する覚書の提出が必須です。LOI（関心表明書）の提出は必須ではありません。なお、LOIを提出いただいた場合に評価の対象となるかは、その内容に応じて判断されます。
9. ステージゲート審査について	
複数フェーズでの実施を見据えて応募する場合、提案書にはSG審査後を含む中長期的な事業計画も記載する必要がありますか。	提案書には、補助事業期間中の計画に加え、中長期的な事業構想についてもご記載いただきます。
1つの支援フェーズにおいて、途中で資金調達を入れ、同一フェーズを2回行う計画でもよいですか。その場合どの様に記載したらよろしいでしょうか。	同一フェーズを2回に分けて実施する場合は資金調達を受ける前までで提案をし、SGを経て同一フェーズを2回実施することが可能です。提案ごとのフェーズのゴール（本フェーズ終了時点の達成目安）に到達する計画を立てることも可能です。適切な時期に資金調達を行うように計画を立てていただき、当該計画に沿ったご提案をしていただければと思います。その場合は、「3. 事業戦略（3）中長期的課題と達成のための戦略とタイムフレーム」の欄、また、提案書「10. 継続支援の意向に関して」の表中、その他関連する箇所に分かる様に記載ください。詳しくは事前相談でご確認ください。
SG審査では、どのような点が評価されますか。	提案時に設定した事業期間中の目標の達成状況を評価します。あわせて、移行先フェーズの新規応募時に審査される項目についても評価対象となります。
PCAフェーズ終了後に、DMPフェーズへ応募することは可能ですか。また、その際に企業価値の上昇に伴い株価が変更される場合でも、「株価を変更できない」という条件は適用されますか。	PCAフェーズ終了後は、SG審査を経てDMPフェーズへ移行することが可能です。また、一定期間を空けて資金調達を行った後にDMPフェーズへ応募することも可能です。なお、株価を同額とする条件は同一事業期間に関するものです。そのため、新たな事業期間において株価が上昇することを妨げるものではありません。
PCAフェーズからDMPフェーズへのSG審査を受ける際、追加の出資や融資を受けることは要件となりますか。	STSフェーズおよびPCAフェーズでは出資・融資を要件としています。DMPフェーズでは必須要件ではありません。ただし、所定期間内の追加の資金調達は審査において評価される場合があります。また、補助事業を遂行するための財務状況を確認した結果、採択条件として出資等による資金調達を求める場合があります。
PCAフェーズからDMPフェーズへ移行する際、資金調達のタイミングでSG審査を受けることができるのとことですが、PCAフェーズの事業期間はその時期を見込んで設定する必要がありますか。	PCAフェーズの事業期間は、次回の資金調達時期を目安として設定してください。採択後は、設定したPCAフェーズの終了時期を目安にSG審査を受けていただき、審査を通過した場合はDMPフェーズへ移行することが可能です。

ご質問内容	回答
補助事業期間中に株価を上げた増資を行う場合には、当該補助事業を終了し、新たな事業期間の申請としてSGを経る必要がありますでしょうか。	補助事業期間中の株価を増額する増資については、増資の理由や引受先等の個別事業を勘案して事業期間が継続するか、新たな事業期間が始まるかを判断する必要がありますので、その様な増資を行う手前の時点で相談して下さい。以下の状況を満たす場合に、補助事業期間の継続を認める場合があります。（但し、これに限る訳ではありません） ・補助事業開始後に不測の事態の発生があり、事業期間目標達成のために限定された規模の資金調達が必要 ・限定された出資者から資金を調達 ・応募時点の事業期間目標が変わらない ・応募時点の出資者との出資時期の違いによる不公平感を埋めるために株価の増額が必要
NEDO事業の成果を活用した製品の販売について、SG審査を経て次のフェーズや同一フェーズで継続して事業を実施する場合、前フェーズの成果を活用した製品を販売することは可能ですか。	個別の事情により判断が異なりますが、前フェーズの成果を活用した製品の販売等が認められる場合もあります。詳細については、事前にNEDOへご相談ください。
STSフェーズの事業期間を2年で設定したものの、想定より早く目標を達成した場合、期間途中で次のフェーズへ応募することは可能ですか。また、その場合の未使用分の補助金はどのように取り扱われますか。	事業の進捗状況に応じて、当初の予定より前倒しで次のフェーズへ応募することは可能です。詳細については、事業実施中に担当者へご相談ください。なお、補助金は事業期間内に実際に使用した費用に対して支払われます。そのため、当初計画より少ない費用で事業を終了した場合は、実際に計上した費用までが支払い対象となります。一方で、複数フェーズを通じた補助上限額の算定においては、当初の採択額が影響する場合があります。
10. パートナーVC、出資要件・出資時期、その他の支援者等について	
VCやCVCの定義は何ですか？PEファンドからの出資は適用外ですか？	業として未上場のベンチャー企業やスタートアップ企業に出資を行う法人として定義しています。その中でも特に一定の事業会社に紐づいて出資をされるものをCVCとして定義しています。PEファンドからの出資に関しては具体的な企業の態様等をお伺いしたく、個別にDTSU事務局へお問い合わせください。
CVCとして組成されていないものの、実質的にCVCのような活動を行っている事業会社から出資を受けている場合も対象となりますか。	株主構成については、過去または応募対象となる資金調達ラウンドにおいてVC等またはCVCから出資を受けており、現在の株主に含まれていることが必要です。なお、CVCのような活動を行っている事業会社については、個別の内容に応じて判断するため、詳細は個別にご相談ください。
出資者は民間VCや事業会社に限られるのでしょうか。国や地方自治体、その他の公的機関からの出資も要件上の出資として認められますか。	公的機関からの出資であっても、JSTのSUCCESSのような制度による出資は、所定の条件を満たす場合に出資として取り扱うことが可能です。個別のケースによって判断が異なるため、ご不明な場合はDTSU事務局へお問い合わせください。
パートナーVCを設定することの目的は何ですか。また、パートナーVCの設定が必須ではない場合でも、設定することで評価されますか。	パートナーVCは、急成長を目指すスタートアップに対し、出資やハンズオン支援を行う主体として位置付けています。なお、パートナーVCを設定したことのみをもって評価されるものではありませんが、事業の成長や成功に大きく貢献するハンズオン支援が行われる場合は、評価において考慮されることがあります。
海外のVCはパートナーVCとなることができますか。	海外VCがパートナーVCとなることは可能です。海外VCによる出資や支援も、本事業における重要な貢献となり得ます。また、国内VCと協調して支援いただくことも可能です。
パートナーVC候補が海外企業である場合、ハンズオン計画書は英語で提出してもよいでしょうか。また、和訳の提出は必要ですか。 海外VC/事業会社からの資金調達の場合、意向確認書、覚書、関心表明書の英語版様式はありますでしょうか。	公募要領24ページ「応募に関する注意事項」に記載のとおり、提案書は日本語で作成してください。なお、ハンズオン計画書を英語で作成する場合は、和訳を添付してください。 現時点では、意向確認書、覚書、関心表明書の英語版様式は用意しておりません。提案書は日本語で作成いただき、意向確認書、覚書、関心表明書については和訳を添付してください。
パートナーVCの規模や、設立間もないVCであることは採択に影響しますか。	パートナーVCの規模や設立時期のみをもって判断するものではありません。ハンズオン支援能力等を踏まえ、総合的に審査いたします。
PCAフェーズおよびDMPフェーズにおいて、パートナーVC候補からのハンズオン計画書を提出した場合、審査で考慮されますか。	DTSU事業およびGX事業では、事業目的の達成に貢献する支援者を評価対象としています。そのため、PCAフェーズおよびDMPフェーズにおいて、パートナーVC候補からのハンズオン計画書が提出された場合は、審査において考慮されることがあります。なお、支援者としては、パートナーVC候補、事業会社等、提案者自身のいずれも選択可能です。パートナーVC候補を選択する場合はハンズオン計画書を、事業会社等を選択する場合は支援計画書をご提出ください。
補助期間中において、パートナーVCにはどのような役割や義務が求められますか。	パートナーVCに対して、追加の契約締結など特別な義務が発生することは想定しておりません。公募要領に記載の「パートナーVCの役割」に基づき、NEDOとともにスタートアップを支援する役割を担っていただくものとお考えください。
パートナーVCは、ディープテック分野への投資実績がない場合でも選定できますか。	ディープテック分野への投資実績は、パートナーVCとなるための要件ではありません。ただし、パートナーVCについては審査の中で、ハンズオン支援の内容等を確認いたします。
ファンド形式ではなく、自己資金でベンチャー投資を行う株式会社も、VC等とみなされますか。	VCとしての役割であるハンズオン支援や次の資金調達支援を行うことを前提としているため、個別の内容に応じて判断いたします。詳細については個別にご相談ください。
パートナーVCについて、過去に出資したVCが所定の期間内に追加出資を行わない場合でも、パートナーVCとなることはできますか。	既に提案者の株主となっているVC等またはCVCであれば、所定の期間内に追加出資を行わない場合であっても、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している場合には、パートナーVC候補となることができます。その際、今回の申請に係る出資額や株式持分比率の多寡は問いません。
出資元がベンチャー投資部門を有する事業会社である場合、その事業会社はパートナーVCとなることができますか。	事業会社は、パートナーVCとなることはできません。ただし、個別のケースによって判断が異なる場合がありますので、詳細については当該事業会社の状況をご相談ください。
申請後、審査期間中に「最大の金額や株式持分比率で出資を行う者」が変更となった場合は、どのように対応すればよいでしょうか。	応募時点では、当該資金調達ラウンドの最終的な状況を想定したうえで申請してください。そのうえで、「最大の金額や株式持分比率で出資を行う者」が変更となる場合は、速やかにご連絡ください。
「最大の金額や株式持分比率で出資を行う者」について、VC内に複数の投資組合（ファンド）がある場合、それらを合算して判断してよいでしょうか。	複数のファンドから出資を受けている場合は、合算して判断してください。
株式保有比率が同率のVC（コリドVC）が存在する場合、パートナーVCを2社として応募することは可能ですか。また、その場合に両社のハンズオン支援計画を提出した際は、審査において評価されますか。	パートナーVCとして設定できるのは1社のみです。 なお、コリドVCが存在する場合は、出資の態様を含めて審査いたします。

ご質問内容	回答
VCからの出資について、「持ち株比率が50%未満であること」の要件は適用されないとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。VCからの出資については、「持ち株比率が50%未満であること」の要件は適用されません。ただし、出資比率については審査において議論される場合があります。
海外の事業会社からの出資も加算することは可能でしょうか。	事業会社からの出資であれば、海外の事業会社からの出資についても加算可能です。
追加資料6（出資等に関する報告書）において、金額は円換算する必要がありますでしょうか。「補助事業者に出資を実施した額／補助対象額との比率」を記載する際などに、どのような為替レートで換算して扱えばよろしいでしょうか。	出資要件を確認するに際し、円価額を把握する必要があります。 詳細については、別途ご相談下さい。
資金調達等を目的として海外に親会社を設立している場合でも、応募対象となりますか。要件があれば教えてください。	海外の親会社とは記載されていませんが、公募要領に以下のように記載しております。 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合には、提案書類中、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類（会社定款、取締役名簿、株主名簿等）」を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。
補助金交付停止処分を受けている会社からの出資を得る場合、申請可能ですか。	出資を得る場合は申請いただくことは可能です。
資金調達において、事業会社からの貸付や現物出資は対象となりますか。	事業会社による貸付や現物出資は、資金調達には含まれません。
エンジェル投資家や株式投資型クラウドファンディングによる出資は、本事業における出資の対象となりますか。	対象外です。株式投資型クラウドファンディングおよびエンジェル投資家による出資は、出資要件に加算することはできません。
DTSU事業STSフェーズ・PCAフェーズでは、所定期間内に出資報告書および出資意向確認書に記載された出資額等の合計が、応募時点で補助対象費用の3分の1以上である必要がありますか。また、交付申請までに追加で出資を集めることは認められますか。	応募時点で補助対象費用に対して1/3以上の金額となる出資または融資の実行あるいは予定を確認することができる、出資報告書、出資意向確認書、融資報告書、融資意向確認書を提出して頂く必要があります。追加での出資を含めることはできません。
応募書類提出時点で、パートナーVC以外からの出資額は確定している必要がありますか。出資の実行は決まっているものの、金額が未確定の場合は予定額を計上できますか。	出資報告書の場合は、既に行われた出資を対象とするため、金額が確定している必要があります。一方、出資意向確認書については未実行の出資を対象としており、VC等が出資予定額を記載したものをご提出いただくことは可能です。ただし、採択時点では補助対象費用の3分の1以上に相当する出資または融資が確認できる必要がありますので、ご留意ください。
VC等や事業会社からの資金調達について、複数回に分けて着金された場合、資金調達日の基準はどのように判断されますか。	資金調達日については、それぞれの着金日を基準として判断いたします。
資金調達ラウンドの1stクローズが完了しており、同一株価で追加出資を募る2ndクローズを予定している場合、どの時点までの出資が応募に必要な資金調達として認められますか。	複数のクローズがある場合は、応募する公募回の「所定の期間」内に調達した分のみが、資金調達要件の対象となります。
事業期間中に追加の資金調達を行う場合、株価を変更して資金調達することは可能ですか。	事業期間中の追加調達については、資金不足への対応など個別の事情によって取扱いが異なります。株価を変更して資金調達を行う場合は、その要因、事業期間中の目標への影響、調達先等を踏まえて判断しますので、そのような資金調達が必要となった時点で事前にご相談ください。
コンバーティブルエクイティによる資金調達の場合、同一ラウンドはどのように考えればよいでしょうか。また、コンバーティブルエクイティとコンバーティブルボンドを組み合わせる場合の取扱いを教えてください。	コンバーティブルエクイティについては株価の概念がなじまないため、所定の期間内にコンバーティブルエクイティで資金調達を行っていることをご確認ください。また、コンバーティブルエクイティとコンバーティブルボンドを組み合わせる調達する場合についても、所定の期間内にそれぞれの方法で資金調達を行っていることをご確認ください。
資本政策に制限（株価を変更できない等）が設けられているのはなぜですか。	本事業は、資金調達のタイミングに合わせて支援を行うことを前提としており、原則として事業期間中に当該事業の成果が得られるまでは株価が変動しないことを想定しています。なお、追加クローズによる資金調達は認められますが、株価を引き上げて資金調達を行う場合は、その要因や事業期間、調達先等の状況によって取扱いが異なるため、事前に個別にご相談ください。
自己資金の一部として融資を活用する場合、融資期間に制約はありますか。	融資期間について特に制限は設けておりません。ただし、事業期間中の資金繰り等について確認させていただく場合があります。
VCや出資者からの着金が所定の期間内に行われなかった場合、採択は取り消されますか。	採択が取り消しとなる可能性があります。ただし、複数の出資者を予定していたうち一部の出資が実行されなかった場合でも、補助対象費用の3分の1以上の出資要件を満たしているなど、状況によって判断が異なります。出資の内容や予定に変更が生じる場合は、できるだけ早くNEDO事務局へご相談ください。
過去にコンバーティブルボンドで調達した資金を、所定の期間内にエクイティへ転換した場合、その金額は資金調達として加算できますか。	資金調達の対象となるのは、「所定の期間」内に着金した出資または融資です。そのため、「所定の期間」より前に着金したコンバーティブルボンドについては、エクイティへの転換が「所定の期間」内であっても、資金調達額として加算することはできません。
コンバーティブル証券による資金調達の後に、別途優先株による資金調達を行った場合、それらの合計額を資金調達額として取り扱うことはできますか。	コンバーティブル証券による資金調達および優先株による資金調達の着金日が、いずれも「所定の期間」に含まれる場合は、それらの合計額を資金調達要件の金額として取り扱うことができます。
資金調達について、今回提案する事業に特化した資金調達を行う必要がありますか。	本事業は、提案事業に対する自己負担分をVC等から調達し、その残額をNEDOが支援する制度です。そのため、今回提案いただく事業に特化した資金調達であることが必要です。

ご質問内容	回答
一つのフェーズを複数年度で実施する場合、応募時に必要な資金調達額は初年度計画額の3分の1以上であればよいでしょうか。	事業期間は次回の資金調達までの期間を前提として設定していただきます。そのため、応募時には初年度計画額ではなく、当該事業期間全体で必要となる資金の3分の1以上を、所定の期間内に調達している必要があります。
いずれのフェーズでも、出資者の「VC等、CVC情報項目ファイル」を提出する必要がありますか。	パートナーVCとして申請する場合は、「VC等、CVC情報項目ファイル」の全ての項目を入力してください。パートナーVCとして申請しない場合は、提出いただく必要はありません。
応募要件として求められるVC等からの出資金について、当該出資金全額をDTSU事業に充当する必要がありますか。それとも、企業運営費等に充てることも可能ですか。	VC等からの出資金の使途を指定することはありません。ただし、当該出資がDTSU事業で実施する研究開発等を目的としたものであることは確認いたします。なお、出資金の具体的な使途については、NEDOが指定するものではありません。
予約権出資（J-KISS）による出資は、出資要件および株主構成要件の対象となりますか。	J-KISSによる出資で、出資要件および株主構成要件を満たすことが可能です。
PCAフェーズまたはDMPフェーズにおいて、事業会社からの転換社債による資金調達は、出資として取り扱われますか。	転換社債は出資ではなく、融資として取り扱います。一方、新株予約権やコンバーティブルエクイティについては、株式へ転換可能な出資として認めています。転換社債や新株予約権付社債については、融資として加算してください。なお、PCAフェーズにおいては、融資のみでの応募はできませんのでご注意ください。
シリーズ全体の資金調達のうち、出資は所定の期間外に着金し、融資のみが所定の期間内に着金した場合、出資額も資金調達額に加算できますか。	資金調達額として加算できるのは、所定の期間内に着金した出資または融資に限られます。したがって、所定の期間外に着金した出資額を加算することはできません。
投資資金は日本法人の口座に入金される必要がありますか。それとも海外の親会社の口座に入金される場合でも問題ありませんか。	投資資金の入金先口座を判断する前に、海外親会社との関係において応募要件を満たしているかを確認する必要があります。例えば、海外親会社の100％子会社である場合の経営の一体性などが論点となるため、まずはDTSU事務局へ個別にご相談ください。
11. 海外技術実証、事業会社連携について	
海外実証や事業会社との連携を予定している場合、申請様式以外にMOU等のエビデンス資料を提出する必要はありますか。	STSフェーズおよびPCAフェーズでは、海外実証や事業会社との連携に関して、所定の様式以外のエビデンス資料は必要ありません。一方、DMPフェーズでは、量産化実証等に関する覚書の提出が必要です。
事業会社との連携において、連携先が開発費の一部を負担することに制約はありますか。	事業会社等の連携先が開発費の一部を負担することを妨げるものではありません。
事業化連携において、連携先の事業会社の貢献度が事業期間中に変わった場合、変更申請は必要ですか。	応募時点で想定している貢献度をご記載いただければ問題ありません。ただし、事業期間中の変更はSG審査に向けた活動へ影響する可能性があるため、事前にご相談ください。
企業からのLOI（関心表明書）の提出による補助上限額の引上げについて、LOIは採択後に提出することも可能ですか。	補助上限額の引上げを希望する場合は、提案書の提出時に関心表明書（LOI）をご提出いただく必要があります。
事業化連携に関するLOIや海外技術実証に関する計画書は、複数提出することが可能ですか。また、複数提出した場合、審査に影響はありますか。	関心表明書（LOI）は、事業の実現可能性等を確認するためのものであり、複数提出いただくことも可能です。なお、審査における取扱いについては、個別の内容や状況を踏まえて判断いたします。
事業会社との連携に関する関心表明書（LOI）を提出した場合、補助上限額の引上げ以外に、審査において考慮されますか。	関心表明書（LOI）は補助上限額の引上げ要件となるだけでなく、事業化体制の実現可能性が高いと判断される場合には、審査において考慮されることがあります。
事業会社との連携において、連携先が基礎となる技術シーズを保有している場合でも応募可能ですか。	基礎となる技術シーズは、応募者自身が保有していることが必要です。
STS・PCAフェーズにおいて、補助上限額の引上げ要件となる事業会社との事業化連携には、どのような内容が求められますか。	事業化連携の内容や役割分担等を記載した関心表明書（LOI）を、連携先の事業会社からご提出いただく必要があります。
委託先や共同研究先として、大企業を含めることは可能ですか。	可能です。委託先・共同研究先については、学術機関および事業会社の費用計上を認めており、事業会社の規模に関する制限はありません。
共同研究先との利益相反について、共同研究先の事業会社が株主である場合や、共同研究先の大学にスタートアップとの兼業者がいる場合に留意点はありますか。	共同研究先の事業会社がスタートアップの少数株主であること自体は問題ありません。一方、共同研究先の大学にスタートアップとの兼業者がいる場合は、当該メンバーを研究体制表に記載してください。
企業とのジョイントベンチャーであっても、本事業へ応募することは可能ですか。	ジョイントベンチャーであることのみをもって応募を妨げるものではありません。ただし、中小企業であること、みなし大企業に該当しないこと、持分法適用会社でないことなど、応募要件を満たす必要がありますので、公募要領をご確認ください。
海外拠点を有する100％子会社が実質的に研究開発を担っている場合、当該関係会社への委託費用は補助対象となりますか。	本事業は、応募者自身が研究開発を実施することを前提としています。まずはその要件を満たしていることをご確認ください。なお、関係会社への委託費用の取扱いについては、関係会社の位置付け等によって異なるため、個別にご相談ください。
海外100％子会社で実施する研究開発の人件費・研究開発費は計上可能でしょうか？	計上は可能です。ただし、その場合は当該子会社を委託・共同研究先として研究体制に入れて提案頂く必要がございます。また、補助対象費用の50％以上を海外で支出できませんのでご注意ください。
海外技術実証を予定しています。STSフェーズでは現地法人を設立せず駐在員事務所に対応し、将来的にPCAフェーズ以降で現地法人を設立する想定ですが、法人設立の準備や調査に要する費用をSTSフェーズで計上することはできますか。	会社設立に必要な経費や、会社設立を目的とした調査費用は、研究開発に直接必要な経費ではないため、補助対象として計上することはできません。なお、駐在員事務所において研究開発を実施する場合は、研究実施場所として登録することで、賃料等を計上できる場合があります。詳細については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
海外技術実証において、日本からの渡航費や現地での機材・サンプル調達費用は補助対象となりますか。	日本からの渡航費や、現地での機材・サンプル調達費用は補助対象となります。ただし、海外での支出は原則として補助対象費用の2分の1を超えないようご注意ください。また、渡航費については、事業者の旅費規程に基づく範囲で計上いただく必要があります。
STS・PCAフェーズにおける補助上限額の引上げ要件である事業会社との事業化連携について、製品を構成する部材やパーツを供給する企業も連携先に含まれますか。	製品を構成する部材やパーツを供給する企業についても、事業化連携先に該当し得ます。
海外技術実証において、補助対象技術の規格適合性を確認するために国際標準化会合へ参加する活動は、海外技術実証に含まれますか。	本事業で開発する製品・サービスの海外市場への適応に向けた調査や実証に係る活動であれば、海外技術実証に該当し得ます。
海外技術実証を予定している場合、海外企業との連携について、申請時点で安全保障輸出管理に関する手続きや審査を完了している必要がありますか。また、採択後に輸出が認められず海外技術実証を実施できなくなった場合、補助上限額が減額されることはありますか。	申請時点で具体的な輸出手続きを完了している必要はありません。ただし、経済安全保障の観点等から輸出管理規制の対象となる可能性がある場合は、その検討状況や見通しを踏まえてご提案ください。また、輸出が認められなかったことのみをもって補助上限額を減額することはありませんが、申請段階から手戻りのないよう計画いただくことをお願いします。

ご質問内容	回答
12. 経費計上に関する留意事項等について	
（１）資金計画について	
補助金総額に占める各費用項目の割合に制限はありますか。	機械装置費、労務費、その他経費については、特段の割合制限はありません。ただし、特定の費目の割合が著しく高い場合は、その必要性について確認させていただくことがありますので、研究手段等において具体的に説明いただくことが望ましいと考えます。なお、委託・共同研究費は原則として補助対象費用の50%未満、海外の研究実施場所における支出は原則として補助対象経費総額の2分の1以下としてください。
運転資金等を踏まえ、費用の立替えを行うための資金余力を事業計画で示す必要がありますが、補助金見合いで調達した融資を活用する前提で資金計画を立てることに問題はありますか。	特に問題はありません。財務状況確認シート（資金繰り表を含む）に反映のうえ、ご提出ください。
（２）機械装置費等について	
機械装置を販売ではなく有償レンタルで提供し、利用者から得られたデータを研究開発に活用する場合でも、補助対象となりますか。	機械装置を購入の代わりにレンタルで提供する形態であれば、補助対象として取り扱うことが可能です。
量産にあたりファブレスを想定した場合、外注先のメーカーに対し、購入した金型や装置を貸出して製造を外注するようなケースでも、金型や装置代を費用として計上出来るのでしょうか？	本事業における研究開発の実施に必要であれば計上が可能です。なお、処分制限財産となる場合は、取得財産管理明細表（様式第14）において、その保管場所等を記載いただき、補助先が責任をもって処分制限財産の適切な管理をしていただくことになります。
AIの学習用マシンや機械装置は補助対象となりますか。生産用途でも対象になりますか。	当該機械装置やマシンの使用目的が研究開発ではなく、生産のみである場合は、補助対象外となります。
量産化実証に必要な工場の建設・賃借費用や設備・機械の購入費用は補助対象となりますか。	DMPフェーズにおいて、研究開発に必要な費用であれば補助対象となります。ただし、海外での工場建設や設備購入等は対象外となる場合がありますのでご注意ください。
研究開発と製造を行うための工場を新設する場合、その建設費用は補助対象となりますか。また、工場用地の取得費用は対象となりますか。	補助事業期間中に建設され、NEDO事業の研究開発に直接使用される実施場所は補助対象となり得ますが、詳細はNEDOにご相談ください。一方で、土地の取得費用は補助対象外です。
研究開発と生産の両方に使用する機械装置は補助対象となりますか。	本事業専用で使用されるものであり、生産活動が研究開発に紐づく内容であれば、補助対象となる場合があります。個別の判断が必要となるため、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
事業期間中に導入した機械装置の所有権は、事業終了後も事業者に帰属しますか。	購入した設備の所有権は事業者に帰属します。ただし、処分制限財産に該当する場合がありますので、その際は所定の管理・処分に関するルールにご留意ください。
外注先が本事業の実施のために機械装置を購入する場合、その購入費用は補助対象となりますか。	外注先が購入する機械装置の費用は、補助対象外です。
（３）労務費について	
労務費の計上にあたり、作業日誌は日単位での作成・提出が必要でしょうか。	研究開発の内容は日々変化することが多いため、作業内容は日単位で記録・報告いただくことが望ましいと考えています。なお、週単位での管理を希望される場合は、事業内容に応じてNEDO担当者へご相談ください。また、研究員の労務費は原則として時間単価で計上いただきます。
労務費を計上する研究員については、個人ごとの従事日誌の作成が必要でしょうか。	労務費を計上する場合は、研究員ごとに従事日誌を作成いただく必要があります。なお、労務費を計上しない研究員については作成不要です。
従事日誌は英語で提出しても良いですか。	英語で記載いただいても問題ありません。その他の言語の場合は和訳をお願いすることになります。
社員の給与は労務費として補助対象になりますか。	社員給与そのものを補助対象とするものではなく、本事業の研究開発に従事した時間に応じた労務費を、時間単価に基づいて計上いただくこととなります。
品質管理（QMS）に関する業務の人件費は、労務費として計上できますか。	研究開発に関連する活動であれば、労務費として計上できる場合があります。具体的な取扱いについては個別の判断が必要となるため、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
経理責任者が会社役員を兼務している場合でも、当該人員の労務費は補助対象となりますか。	経理責任者が会社役員を兼務している場合でも問題ありません。会社との間で雇用関係が認められる場合は、健保等級等に基づき労務費として計上いただくことが可能です。
経理責任者の労務費を計上する場合、従事時間の根拠としてどのような書類が必要ですか。	経理責任者の労務費を計上する場合は、従事日誌に従事時間や業務内容等を記載いただく必要があります。従事時間は勤怠表との整合、業務内容は事業内容との整合を確認し、問題がなければ計上可能です。
研究者以外のビジネス部門の担当者が、プロジェクトマネジメント等に従事する場合、その労務費は補助対象となりますか。	当該担当者が、提案する研究開発計画において研究員としての役割を担う場合は、その業務に係る労務費が補助対象となる可能性があります。具体的な取扱いについては、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
人件費として計上する研究員の時間単価に上限はありますか。	研究員の労務費単価については、NEDOホームページ掲載の「課題設定型産業技術開発費補助事業事務処理マニュアル」P65～66の労務費単価一覧表をご確認ください。なお、これによらず契約等に基づく方法を用いる場合は、採択後にNEDO担当者へご相談ください。 参考：https://www.nedo.go.jp/content/800055929.pdf
量産実証に多数の研究員が従事する場合、全員を体制表に登録する必要がありますか。	研究員については、人数にかかわらず体制表への登録が必要です。一方、研究補助員については体制表への登録は不要です。
今後採用予定の研究員についても、人件費として計上できますか。	計上可能です。提案書には「新規採用A」「新規採用B」などの形で記載いただき、時間単価についても現時点での想定額を記載してください。
公募要領に記載の実務実施者と、申請書別紙1の契約・検査・支払担当者は同一人物でもよいでしょうか。また、主任研究員と事業担当窓口は兼務できますか。	契約・検査・支払担当者がNEDO事業に係る経理・検査業務を担い、その労務費を計上する場合は、別紙1の体制表に「業務実施者」としても登録してください。労務費を計上しない場合は、契約・検査・支払担当欄のみの登録で問題ありません。なお、主任研究員と事業担当窓口は同一人物でも問題ありません。
研究員を「エフォート専従者」として登録する場合、事務処理マニュアル以外に適用条件や留意事項はありますか。	労務費は時間単価での計上を基本としています。事業内容によってはエフォート専従での計上も可能です。具体的な適用可否については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。なお、エフォート専従者は原則として申告したエフォートで6か月以上従事する必要があり、6か月以内に変更した場合は、それまでの労務費の計上が認められない場合がありますのでご注意ください。
研究員として労務費を計上する場合、自社雇用が必要でしょうか。フリーランスや副業人材も対象となりますか。	研究員として労務費を計上する場合は、補助先の従業員等としての身分を有している必要があります。従業員等には、直接雇用のほか、派遣契約や出向契約も含まれます。なお、副業人材についても、同様の契約関係があれば労務費の計上が可能です。

ご質問内容	回答
海外在住の研究員について、健保等級がない場合の労務費はどのように算定されますか。	海外技術実証や研究開発の遂行に必要な人員については、原則としてNEDOが定める労務費単価により算定します。なお、健保等級がない場合は、事業者が定める基準に基づいて算定できる場合があります。具体的な取扱い、海外の事業者と従業員との契約内容等を確認の上で判断されますので、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
（４）委託・共同研究費について	
事業会社との共同研究を行う場合、共同研究先の事業会社で発生する費用も補助対象となりますか。	共同研究費や委託費は補助対象として認められます。ただし、公募要領に記載のとおり、共同研究費は補助対象経費総額の1/2以内といった条件や、計上可能な費目に関する制限がありますのでご確認ください。また、共同研究先・委託先の費用を計上する場合は、補助事業者自身が検査を実施する必要がありますので、ご注意ください。
海外大学との共同研究に係る費用は、補助対象となりますか。	海外大学との共同研究費用も補助対象となります。ただし、NEDOの補助金執行ルールに基づく証憑類の整備等が必要となるため、海外の大学等との共同研究にあたっては、その点にご留意ください。また、成果の取扱いについても十分に整理したうえで共同研究計画をご検討ください。
海外技術実証において、海外子会社や孫会社で発生する費用は補助対象となりますか。また、日本の親会社から海外子会社への出資金を補助対象経費として計上できますか。	海外子会社等を共同研究先として位置付ける場合は、その共同研究費を補助対象経費として計上することが可能です。ただし、海外の研究実施場所で支出する費用は、補助対象経費総額の1/2を超えることはできません。一方、事業者から海外子会社への出資は補助対象となりません。
CDMO等を活用したファブレス型の事業で、量産実証や生産を委託する場合、委託費が補助対象費用の50%を超えても問題ありませんか。	委託内容が研究開発を伴わず、貴社が作成した仕様書等に基づいて外部機関へ作業を発注し、成果物の納品を受けるものであれば、外注費として計上できるため、計上額に特段の制限はありません。一方、研究開発要素を含み、共同で研究開発を実施する場合は、委託・共同研究費として扱われ、補助対象費用の50%未満という制限が適用されます。
上場企業との共同提案は応募要件を満たさないと理解でよいでしょうか。また、上場企業と連携して研究開発を行う場合は、補助先が当該企業と共同研究契約または委託契約を締結する形で実施するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。上場企業との共同提案は対象外となります。上場企業と連携して研究開発を行う場合は、補助先が当該企業と共同研究契約または委託契約を締結して実施することとなります。なお、共同研究費・委託費については、公募要領に定める条件をご確認ください。
共同開発先や事業連携先から出向者を受け入れる場合、出向者の人件費と外注費の双方を計上することは可能でしょうか。	出向契約等に基づき、補助事業者が出向者の人件費を負担している場合は、当該人件費を労務費として計上することが可能です。また、研究開発要素を含まない役務については、外注費として計上できます。なお、研究開発要素を含む場合は、共同開発先・事業連携先を委託先または共同研究先として研究開発体制に組み込むことで、関連費用を計上することが可能です。
（５）特許出願、ルールメイキング、有償サンプルに係る経費について	
海外での特許出願を行う場合、出願費用や明細書作成費用、調査費用は補助対象となりますか。また、対象外となる国はありますか。	本事業の成果に関する知的財産活動であれば、海外出願に係る出願費用、作成費用、調査費用も計上可能です。対象国についても、海外・国内を問わず認められる想定であり、現時点で特定の国を一律に除外することは想定していません。
本事業の成果に係る特許が親会社に帰属する場合、特許関連費用は補助対象となりますか。	特許関連費用については、本事業の補助先であるスタートアップが、本事業の成果を知的財産として保有する場合に限り計上が認められます。そのため、特許が親会社に帰属する場合は、補助対象となりません。
本事業で得られた知的財産権はどのように取り扱われますか。	本事業により得られた知的財産権等の研究成果は、原則として補助先に帰属します。なお、事業期間中または事業年度終了後5年以内に、本事業の成果に基づく産業財産権等を出願または取得した場合は、産業財産権等届出書の提出が必要です。
提案書に現在保有している特許を記載する際、海外特許も記載した方がよいでしょうか。	海外特許についても、貴社の事業や技術の強みを示す資料として有効であれば、必要に応じて記載してください。また、本事業で得られる研究成果をどのように特許化していくのかについても提案書に記載してください。
特許出願等に要する費用について、出願後の審査請求費用や登録費用は対象となりますか。また、先行技術調査や知財コンサルティング（IPL等）の費用は対象となりますか。	本事業の研究開発項目の成果を含み、NEDO事業期間中に出願が完了するものであれば、出願後の審査請求費用や登録費用についても、基本的に計上が認められます。なお、特許の内容や審査スケジュールについては、必ず事前にNEDO担当者へ共有してください。また、先行技術調査やIPL等の知財コンサルティング費用については、その内容や達成目標が研究開発計画に位置付けられ、事業終了後の実績報告書に成果が記載されることが必要です。いずれの場合も、具体的な取扱いについては採択後にNEDO担当者へご相談ください。
ルールメイキングに係る経費として、ISO等の規格・認証に関する調査費用や取得に向けた費用は計上できますか。	補助対象となるのは、提案者が開発する製品・サービスの事業化にあたり必要となる規格や認証です。規格・ルールに関する調査や、認証取得に向けた研究開発等を実施する場合は、その内容や目標を提案書の「研究開発項目ごとの目標と達成手段」に記載してください。なお、最終的な費用計上の可否については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
海外実証に必要なCEマーキングやFCC認証等の技術認証について、第三者機関での試験費用や認証取得に係る手続費用は補助対象となりますか。	本事業の研究開発を実施する上で必要不可欠であり、かつ本事業で開発する製品・サービスに専用となる認証であれば、ルールメイキング関連費用として認められる可能性があります。具体的な計上可否については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
有償で量産実証を行う場合、設備費・消耗品費・外注費・人件費は補助対象となりますか。また、「有償サンプル」の評価結果をすべて取得できない場合、これらの費用は認められないのでしょうか。	有償での量産実証に要する設備費、消耗品費、外注費、人件費については、原則として「有償サンプル」の提供による評価結果とあわせて、その成果を実績報告書に記載いただくことが前提となります。評価結果の取得状況や費用計上の妥当性については、使用した費用と得られた成果・評価との関係を適切に説明いただく必要があります。詳細な取扱いについては、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
有償サンプルにおいて「収入額を補助対象費用から控除します」とありますが、収入額がサンプル製造に要した費用の以上であった場合、その全てが控除されますか。それとも控除の上限はサンプル製造に要した費用となりますか。	採択された後にNEDOの担当者と具体的に摺り合わせをお願いいたします。
規範や規格に関する調査業務には、どのようなものが含まれますか。また、それに係る労務費は計上できますか。	例えば、事業化を予定している製品・サービスに適用される法規制や業界規格を調査する活動や、規制・規格への適合性を確認するための調査が該当します。こうした業務を研究員が実施する場合は労務費として、外部機関へ委託する場合は外注費として計上できる可能性があります。具体的な活動内容がある場合は、事前のお問い合わせや個別相談をご活用ください。

ご質問内容	回答
アルファ版を受託運用しながらモデル検証を行い、その後ベータ版を販売して顧客利用による検証を行ったうえで量産化を予定しています。このように開発段階から売上が発生する場合、有償サンプルとして取り扱うことは可能でしょうか。また、どのような段階から商用化とみなされ、支援対象外となるのでしょうか。	事業開始前から保有する技術や製品による売上自体に制限はありません。ただし、本事業は研究開発を支援する制度であるため、量産前の製品やサービスを用いて顧客からのフィードバックを収集し、その結果を研究開発に反映する取組であることを示していただくことが重要です。有償で提供する場合であっても、研究開発や検証を目的としたものであれば、有償サンプルとして整理できる可能性があります。提案書の研究開発項目に、有償サンプル提供の内容や、その結果をどのように研究開発へ活用するかをあわせて記載してください。なお、具体的な取扱いについては、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
（６）経費その他	
実績払いはどのような条件で実施されますか。	実績払いの対象となるのは、原則として「納品・検収・支払い」が完了した経費です。関連する証憑類等を確認したうえで支払いが行われます。なお、本事業では原則として月1回を上限に実績払いを受けることが可能です。
補助金は実績払・精算払とのことです。事業期間中に資金が不足した場合は、事業会社の手元資金や融資等で資金を確保する必要があるとの理解でよいでしょうか。	精算払いは原則として事業終了後に行われますが、事業期間中は必要に応じて実績払いを受けることが可能です。実績払いの対象は、原則として「納品・検収・支払い」が完了し、証憑類等により確認できる経費となります。手元資金や実績払いを活用してもなお資金が不足する場合は、ご認識のとおり、自己資金や融資等による資金確保が必要となります。なお、消費税や運転資金は補助対象外であるため、それらも見込んだ資金調達計画をご検討ください。また、NEDOへ提出いただく「財務状況確認シート（資金繰り表含む）」にて財務状況を確認します。
実績払いはどのような場合に認められますか。	本事業は、補助金に加え、自己資金や出資等を活用して実施いただくことを前提としています。一方で、高額な設備・装置の導入等により資金負担が大きく、事業実施上必要と認められる場合には、実績払いを申請することが可能です。実績払いは原則として月1回を上限に実施しており、所定の書類を提出いただいたうえで手続きを行います。詳細な要件や運用については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
補助金は実績払・精算払となっていますが、精算は年度ごとに行われるのでしょうか。また、年度途中での支払いを受けることは可能でしょうか。	事業期間中は、必要性が認められる場合に限り、原則として月1回を上限に実績払いを受けることが可能です。なお、精算払いは事業終了後に実施しますが、年度末に中間検査を受けた場合は、その結果に基づく支払いを受けることも可能です。詳細な運用については、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
研究開発の管理費用や試作費用については、発注業務などの管理業務や試作に係る費用を幅広く計上できるのでしょうか。	本事業では、研究開発に直接必要な費用が補助対象となります。発注業務そのものは対象外ですが、経理・検査業務については、適切な実施体制を構築している場合、労務費として計上できる可能性があります。また、研究開発に必要な試作費用や、研究実施場所への移動に係る旅費等についても対象となる場合があります。個別の費用の取扱いについては、内容に応じてNEDO担当者へご相談ください。
セキュリティを確保した環境で研究開発を行うため、専用の研究設備や開発環境を整備する場合、その費用は補助対象となりますか。	当該設備や開発環境が研究開発の実施に必要不可欠であることを説明できる場合は、補助対象となる可能性があります。採択後、必要理由書等の説明資料を作成いただき、ヒアリング等を通じて内容を確認します。当該環境がなければ研究開発の遂行が困難であることを示していただくことが重要です。
研究開発で使用する施設の光熱費について、専用メーターが設置されていない場合でも面積按分等により計上できますか。	光熱費を計上する場合は、当該費用が研究開発に使用されたものであることを合理的に説明することが必要です。按分方法や根拠資料については個別の判断となるため、専用メーターの有無を含め、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
医療機器の製品化に必要な認証取得や承認申請、PMDA対応等に係る費用は補助対象となりますか。また、これらの手続きを支援する外部専門家への委託費用は対象となりますか。	医療機器の事業化にあたり、PMDAへの相談、認証取得、承認申請等が必要となる場合は、その必要性や実施内容を提案書に記載してください。費用計上の可否は、記載内容を踏まえて判断します。また、認証取得や承認申請等を支援する外部専門家への委託費用についても、必要性や実施内容が明確であれば、計上が認められる場合があります。具体的な取扱いについては、採択後にNEDO担当者へご相談ください。
国際標準化に向けた調査や活動の一環として国際標準化団体への加盟が必要な場合、その入会費は補助対象となりますか。	国際標準化団体への加盟が、研究開発の実施や国際標準化に向けた研究開発項目の遂行に不可欠であることを合理的に説明できる場合は、費用計上が認められる可能性があります。提案書の「Ⅳ、補助事業期間の研究開発項目（２）研究開発項目毎の目標と達成手段」に、その必要性や実施内容を具体的に記載してください。なお、最終的な取扱いについては、採択後にNEDO担当者と協議の上で判断します。
日本の消費税や海外の付加価値税（VAT）等は補助対象となりますか。	日本の消費税は補助対象外です。一方、海外の付加価値税（VAT）等については、研究開発に必要な経費に係るものであれば補助対象として計上できる場合があります。ただし、後日還付を受けた場合には返還いただくことがあります。
ドル建てで購入した材料や部品も補助対象となりますか。	問題ございません。
HRリクルーティング費用、海外研究員が使用するオフィス費用、国内のオフィス費用、弁護士費用、会計士費用、ビザ取得費用は補助対象となりますか。	HRリクルーティング費用は、研究開発に直接必要な費用には該当しないため、補助対象外です。国内外のオフィス費用については、研究開発に直接必要であることを説明できる場合に限り対象となる可能性があります。ただし、事務スペースや共用スペース等、補助事業に直接使用しているとは認められない部分の費用は対象外です。弁護士費用については、研究開発に直接関連する調査等の業務であれば、内容に応じて外注費として計上できる場合があります。会計士費用については、経理・検査業務を担当する者として雇用契約を締結し、経理責任者または業務実施者として登録する場合は労務費として計上可能です。外注費としては計上できません。ビザ取得費用については、登録研究員等の海外出張に必要であり、旅費規程等に基づき会社が負担するものであれば計上可能です。
研究開発のために農場を借る場合、その賃借料は補助対象となりますか。	当該農場が研究開発の実施場所として必要である場合は、補助対象となる可能性があります。なお、具体的な費用計上の可否や計上方法については、採択後に内容を確認の上で判断します。
採択後にM&Aが行われた場合、本事業で取得した設備等の取扱いや残存簿価の扱いはどのようになりますか。	M&A後に譲受先が本事業を承継するかどうかにより取扱いが異なります。本事業を承継しない場合、本事業で取得した処分制限財産の譲渡等が「処分」に該当する可能性があり、その場合は事前にNEDOへの申請と承認が必要です。承認にあたっては、残存簿価相当額の納付を求められることがあります。一方で、補助事業の承継の有無やM&A後の資産の利用目的によって必要な手続きは異なります。詳細な取扱いについては、事前にNEDO担当者へご相談ください。

ご質問内容	回答
本事業で購入した設備を共同研究先の大学へ貸与し、研究開発に使用することは可能でしょうか。	共同研究先の大学へ設備を貸与すること自体は可能です。ただし、当該設備は処分制限財産に該当すると思われるため、所有者である事業者が適切に管理する必要があります。
経理業務を外部のBPO事業者へ委託している場合、本事業に係る会計処理や経理業務に対応する費用を按分して計上することは可能でしょうか。	経理・検査業務を外委託している場合、その費用を外注費等として計上することはできません。これらの業務に係る費用を計上する場合は、当該業務を行う者が貴社と雇用契約を締結し、経理責任者または業務実施者として登録された上で、その労務費を計上いただく必要があります。
海外の展示会へ出展する場合、出展料や渡航費等の費用は補助対象となりますか。	海外展示会への出展について、その目的や期待する研究開発成果を提案書の「研究開発項目毎の目標と達成手段」に記載いただくことで、出展料や旅費等を補助対象として計上できる場合があります。なお、展示会出展を通じて得られた成果については、実績報告書等に記載いただく必要があります。
AI開発に必要なGPUの購入費用や、学習データの収集・分析等を委託する費用は補助対象となりますか。	GPUの購入費用や、AI開発に必要なデータ収集・分析等の委託費用については、それ自体が補助対象外となるものではありません。ただし、研究開発の目的や内容に照らして必要性が認められることに加え、GPU購入費や委託費を含む研究開発費全体の構成が適切であるかが審査の対象となります。そのため、提案内容における研究開発上の必要性や、各費用の位置付け・妥当性を提案書で明確に説明してください。
13. その他	
採択後に海外へ拠点を移転する場合、本事業の継続は可能でしょうか。	事業実施期間中は、日本国内での法人登記が必要です。なお、海外への拠点移転については、その内容や形態によって取扱いが異なるため、具体的な計画がある場合は採択後にNEDO担当者へご相談ください。
出資金を外貨（米ドル等）で受領した場合、資金調達額はどの時点の為替レートで日本円換算すればよいでしょうか。	出資金については、資本に繰り入れられた時点の為替レートを用いて日本円換算してください。
プレゼンテーション審査で使用する資料のフォーマットは提供されますか。	プレゼンテーション審査用のフォーマットについては、2次審査の対象者に対して、審査実施前にメール等でご案内します。
2次審査のプレゼンテーションは英語で実施してもよいでしょうか。	公募要領に記載のとおり、提案書は日本語で作成いただき、経営者面談およびプレゼンテーション審査も日本語で実施します。なお、経営者が日本語以外の言語でプレゼンテーション審査や経営者面談に臨む場合は、日本語通訳者を同席させてください。
主任研究員が大学教員を兼務している場合でも、主任研究員として登録することは可能でしょうか。	主任研究員は、「本事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業の責任者」です（公募要領P24（3）主任研究者について 参照）。大学教員との兼務自体は妨げられませんが、補助事業期間中にこれらの業務を適切に遂行できる体制であるかをご検討ください。
応募要件に関連する「継続的な収入」とは、どのような収入を指しますか。定義は公募要領等に記載されていますか。	「継続的な収入」の定義について、公募要領等に明示的な記載はありません。ただし、PCAフェーズおよびDMPフェーズにおいては、製品やサービスが主要市場（メインストリーム）の顧客課題を解決し、確立されたビジネスモデルに基づいて、一時的ではなく継続的に得られる収入を指しています。
共同研究先に作成してもらう予算計画について、どの程度の精度や粒度で作成する必要がありますか。	共同研究先の予算計画についても、補助先であるスタートアップと同等の精度・粒度で作成してください。共同研究先の費用については、「DTSU情報項目_提案書様式_別紙2」の項目別明細表において、費目ごとの内訳を記載いただく必要があります。
共同開発先や事業連携先について、提案書への記載や公表は必須でしょうか。協力は得られているものの、企業名の公表を希望していないケースがあります。	NEDOへ提出いただく提案書等の内容を外部へ開示することはありません。共同開発先や事業連携先については、可能な範囲で記載してください。企業名等を記載いただくことで、事業の実現可能性や連携体制の確からしさについて、審査上の評価材料となる場合があります。なお、採択結果の公表時には、採択企業名、提案事業名、およびパートナーVCがいる場合はその社名が公表されます。
採択された事業において、事業期間中に売上を計上することは可能でしょうか。また、開発中のソリューションの一部で既に売上を得ている場合や、実証を通じて作成した初期製品を販売する場合は応募・事業実施に支障はありますか。	既存技術による売上があること自体は、応募や事業実施を妨げるものではありません。また、市場獲得に向けた検証の一環として、顧客からのフィードバックを研究開発へ活用するために有償サンプルを提供するケースも想定しています。事業期間中の売上の取扱いについては、研究開発との関係や事業の進捗状況を踏まえて判断するため、そのような状況が見込まれる場合は事前にNEDO担当者へご相談ください。
事業化後に売上が発生した場合、その利益は返納する必要がありますか。	事業終了後に事業化し売上が発生した場合は、交付規程第25条に基づき、収益の状況に応じて収益納付が必要となる場合があります。一方、事業実施中に売上が発生する場合は、事業の状況によって研究開発段階を終了すべきかどうかの判断が必要となるため、事前にNEDO担当者へご相談ください。
「当該補助事業の企業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部 又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります」との記載がありますが、その判断がなされる定量的な基準、収益納付に関する何か具体的な目安の金額・割合等はありませんでしょうか。	交付様式の様式第20に収益納付額の計算式があります。補助事業完了年度の翌年度以降5年間で、以下の計算の結果、年度毎にプラスになる年度には収益納付をしていただくこととなります。 $\text{収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$ A： 補助事業に係る収益額（補助事業に係る営業損益等（総収入額－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計） B： 補助対象費用（控除額） C： 補助金確定額 D： 補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計） E：前年度までの補助事業に係る機構への累積納付額
申請時点では赤字ですが、将来的に本事業以外の事業で黒字化した場合、その利益も収益納付の対象となりますか。	収益納付の対象となるのは、本事業の成果を活用して得られた収益です。そのため、本事業以外の事業による収益は対象となりません。本事業による収益が発生しない場合は、収益納付の対象外です。
決算書における研究開発費は、会計上の「研究開発費」として計上していることが必要でしょうか。例えば、研究開発に従事する社員の給与を一般の人件費として処理している場合でも問題ありませんか。	研究開発費としての計上科目は一律には求めていません。提出いただく決算書の内容を確認し、必要に応じて個別に確認させていただきます。記載内容に疑義がある場合や応募要件との関係で確認が必要な場合には、別途ご連絡いたします。

ご質問内容	回答
【追加資料16】「従業員への賃金引上げ計画の表明書」における賃上げとは、新たな従業員の雇用増加を指すのでしょうか。例えば、本年設立の企業で応募時点で従業員がおらず、今後新規採用を予定している場合も対象となりますか。	本項目は、新規雇用の有無ではなく、前年度または前年と比較した平均給与等の賃上げを評価するものです。そのため、本年設立の企業など、比較対象となる前年度の平均給与実績がない場合は、要件に合致しにくいと考えられます。
提案内容や技術情報の機密性について、審査委員や関係者、他の事業者等への情報漏えい防止はどのように対応されますか。また、他事業との連携を求められることはありますか。	提案内容に含まれる機微情報については、情報漏えいが生じないよう適切な措置を講じています。審査を行う外部有識者には守秘義務を課しており、利害関係者がいる場合は提案書に記載いただくことで、当該者に提案内容が渡らないよう対応します。また、採択後にNEDOが公表する情報は、採択事業者名、提案事業名、パートナーVC名などに限定されます。事業内容を公表する場合も、事業者が公開可能と判断した範囲の情報のみを使用します。なお、NEDOが他の類似事業の事業者やAIST等の研究機関との連携を求めることはありません。
公募要領における「不合理な重複」とは、他の補助金との併願も含まれますか。複数採択された場合に一方を辞退することを前提としていても問題ありませんか。	他の補助金へ併願すること自体は問題ありません。また、複数の事業に採択される可能性もあります。ただし、提案内容が重複する場合は、いずれかの事業を辞退いただく必要があります。なお、提案内容が重複しない場合であっても、労務費をはじめとする経費の重複計上は認められませんので、ご注意ください。
応募対象事業とは別の事業で収益が発生した場合、補助金の減額や交付条件への影響はありますか。	応募対象事業以外で収益が発生したことを理由に、補助金が減額されることはありません。ただし、NEDOとしては補助対象事業が引き続き研究開発段階にあり、計画どおり実施されていることを確認しながら事業を進めることとなります。
事業計画に記載するビジネスの粗利や利益率について、どの程度まで開示する必要がありますか。	ビジネスの粗利や利益率について、NEDOから開示を求めることはありません。
補助金は立替払いとのことですが、支出した費用が後から補助対象外と判断され、補助金が支払われないケースはありますか。また、どのような場合にそのような判断となるのでしょうか。	補助金が支払われない可能性が全くないとは言えません。費用計上の可否は、当該費用が本事業の研究開発に専用で使用されたものであるかどうか等を踏まえて判断します。また、実施計画書に研究開発内容を記載するとともに、実績報告書において当該費目を用いた成果や実施内容を示していただく必要があります。なお、採択後はNEDO担当者が個別に対応しますので、高額な設備・装置の購入等を予定している場合は、購入前にご相談いただくことで、後日の費用認定に関するリスクを低減できると考えます。
「本事業で取得した設備等（量産化実証設備等）を、本事業の研究開発成果の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合は転用申請の上で継続利用可能」とありますが、事業期間中に商用生産を開始する場合も転用申請を行うことは可能でしょうか。	当該制度は、原則として事業終了後の設備転用を想定しています。本事業は研究開発を支援する制度であるため、事業期間中に研究開発が終了し商用化の段階に至った場合は、補助対象外となる可能性があります。そのような状況が見込まれる場合は、事前にNEDO担当者へご相談ください。
経産省の出向起業制度等を活用して設立したスタートアップは、みなし大企業に該当する可能性があります。今後みなし大企業の要件が見直される予定はありますか。	現時点で、みなし大企業の要件を見直す予定はありません。応募にあたっては、現行の要件に照らして該当するかどうかをご確認ください。